

潮来市手話言語の普及に関する条例(案)及び逐条解説(案)

(前文)

人間は、言語によって自分の思いや考えを伝え、社会生活を営んできた。

手話は、ろう者が手指や体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者は、互いを理解し、知識を蓄え、文化を創造するための手段として、手話を大切に育んできた。

こうした中、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法(昭和45年法律第84号)において、手話が言語であることが明記され、国内外で認知されるようになってきたが、社会における手話に対する認識は、現在のところ、広く共有されているとは言えない。

ろう者とろう者以外の者が差別なく互いに理解し合い、日常生活及び社会生活において、手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることができる社会を実現するためには、市民一人一人が、手話がかけがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及し、手話が使用しやすい環境を整備していくことが重要である。

潮来市は、ここに、手話が言語であることの認識に基づき、全ての市民が手話への理解を深め、地域で共に支え合う共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

【解説】

前文では、手話が、手指や体の動き、顔の表情を使って、自分の思いや考えを伝えるための一つの言語であることを示すとともに、本件条例の趣旨を説明しています。

ろう者は、互いを理解し、知識を蓄え、文化を創造するための手段として、手話を育んできた歴史があり、こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語であることが明記され、国際的にも国内でも認知されるようになりました。

令和7年6月には「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行されましたが、未だに手話に対する社会的理解が十分に深まっているとは言えず、ろう者は多くの不便さや不安を抱えています。

手話に対して、ますます社会的理解が深まり、普及されるよう、誰もが手話を使用しやすい環境を整備し、全ての市民が地域で共に支え合う共生社会の実現を目指し、この条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって全ての市民が、共に支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

本条例の内容を総括的に示すとともに、条例の目的を定めています。

手話への理解の促進及び手話の普及を基本理念として定め、市の責務や市民等の役割を明らかにしながら、手話に関する施策を推進することにより、社会的障壁を取り除き、障がいの有無に関わらず、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合い、地域で共に支え合う共生社会の実現を目指します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) ろう者 聴覚に障がいがある者であって、手話を用いて日常生活及び社会生活を営むものをいう。

【解説】

条文中の用語について、定義しています。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民が手話により意思を伝え合う権利を有していることを理解し、その権利を尊重することを基本とする。

【解説】

本条は、手話に関する基本理念について定めています。

手話がろう者にとって大切に受け継がれてきた言語であるという認識の下、手話を用いて情報を取得し、意思疎通を図る権利が尊重されることを基本として、手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策を推進していく必要があることを定めています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

2 市は、前項の施策の立案に当たっては、ろう者及びその関係者の意見を聴き、尊重するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、市は、職員に対し、障がいの特性に応じた手話その他の意思疎通手段の利用促進に関する研修等を行い、必要な知識、技能等の向上に努めるものとする。

【解説】

(第1項)

市は、基本理念に基づいて、手話に親しみ、かつ使いやすい環境の構築に向けて、手話への理解の促進及び手話の普及に必要な施策を実施する責務を有することを定めています。

(第2項)

市は、施策の立案に当たっては、ろう者やその関係者の意見を聴き、尊重するものとします。

(第3項)

市職員が、実務に当たりろう者への情報提供等に関して合理的配慮が行えるよう、主に窓口業務に従事することの多い職員に対して、必要な研修を行うことを定めたものです。

市は、窓口対応の質を向上することにより、地域のモデルとなれるよう努めます。

（県との連携及び協力）

第5条 市は、この条例の目的及び基本理念に対する市民の理解の促進、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、県と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、県との連携及び協力について定めています。

茨城県手話言語の普及の促進に関する条例(平成30年茨城県条例第51号)第5条に、市町村の役割として、手話の普及に関する施策については、県と連携しながら実施するよう努めることと規定されており、市の責務を遂行するうえで、県との連携を深め、協力して施策を推進していくよう努めることとしています。

（市民の役割）

第6条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、市民が担うべき役割について定めています。

市民の役割として、自ら手話への理解と関心を深め、市の取り組みに積極的に協力するよう努めることを規定しています。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供及び障がいの特性に配慮した働きやすい職場環境の整備等に努めるものとする。

【解説】

本条は、事業者の役割について定めています。

事業者は、ろう者が利用しやすいサービス(適切なコミュニケーション手段の確保等)の提供に努めるとともに、ろう者が働きやすい職場環境の整備等(特性に応じた業務調整、視覚的な情報伝達手段の導入等)に努めることを規定しました。

特に雇用の促進においては、安全確保や緊急時の対応に対する企業の懸念が就職の障壁となるケースが見受けられます。事業者は、障害者雇用促進法等の趣旨を踏まえ、ろう者への理解、必要に応じて試用期間の活用や、業務遂行上のコミュニケーション手段の工夫、緊急時における情報共有体制の確認など、個別の状況に応じた合理的配慮の提供に努めてください。これらを通じ、障がいの有無にかかわらず誰もが能力を発揮できる職場づくりを推進することが期待されています。

(施策の推進方針)

第8条 市は、次に掲げる手話に関する施策を推進するための方針(以下「推進方針」という。)を策定するものとする。

- (1) 手話の理解及び普及に関すること。
- (2) 手話による情報の取得及び提供に関すること。
- (3) 手話通訳者の養成及び手話による意思疎通の支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げる施策を推進するための情報通信技術の活用に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

2 市は、推進方針の策定に当たっては、別に定める障がい者に関する計画を勘案するものとする。

【解説】

本条は、施策の推進方針について定めています。

第1条の目的を達成するために、必要かつ具体的な推進方針を策定することを規定しています。また、推進方針は、障がい者に関する計画等との調和がとれたものであることを規定しています。

(第1号)

ろう者(関係団体等含む)及び手話通訳等関係者と協力し、市民一人一人が手話は言語であることを理解し、手話が身近なものとなるよう、手話に触れる機会、手話を学ぶ機会の提供及び広報紙、チラシ、パンフレット、イラストの活用等による手話への理解の促進や手話の普及に関する施策

(第2号)

催事への手話通訳者の配置及びホームページ等の活用や、広報紙、メールマガジン、SNS等による情報提供

(第3号)

手話通訳者等、手話を習得し、手話による意思疎通支援を行う者の育成、確保等に関する施策

(第4号)

市役所窓口にタブレット等を設置し活用する等、DX化に基づいた施策

(第5号)

その他この条例の目的を達成するために市長が必要と認める施策

(学校等における手話の普及等)

第9条 市は、幼児、児童、生徒等に対し、学校等において、手話に接する機会を提供するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、市の学校教育等における手話の普及等について定めています。

学校教育等において、身近に手話に接する機会の提供及び手話とろう者についての学習の機会を提供するよう努めることを規定しています。

(医療機関等への啓発)

第10条 市は、医療機関等に対し、手話を必要とする人が円滑に医療サービスを受けられるよう、手話への理解の促進及び意思疎通への配慮の啓発に努めるものとする。

【解説】

本条は、医療機関等への啓発について定めています。

医療機関等(市内にある診療所等を指します。)は、手話を必要とする人が安心して医療を受けられるよう、環境づくりに努めることが期待されます。特に診療の場においては、手話通訳者や付添人が同席している場合であっても、医療従事者は、通訳や付添人ではなく、患者本人に向き合い、目を見て話すことや、必要に応じて筆談やイラスト・ICT 機器等を活用するなど、患者本人との直接的な意思疎通を図る配慮(合理的配慮)が重要です。

市は、医療機関等の関係者に対し、手話への正しい理解の促進とともに、こうした診療時における配慮のあり方についても周知・啓発に努めます。

(緊急時及び災害時の対応)

第11条 市は、緊急時及び災害時において、手話を必要とする人が安全を確保できるよう、情報の取得及びコミュニケーションの支援に必要な措置を講ずるとともに、関係機関と連携した迅速な対応体制の整備に努めるものとする。

【解説】

本条は、緊急時及び災害時の対応について定めています。

市は、災害その他緊急の事態において、情報が適切に伝わり、ろう者が自ら安全を確保できるよう、情報発信の手段や内容の工夫に努めます。

具体的には、避難所等における情報提供の際、手話や文字・ピクトグラムを活用した合理的配慮に基づく支援を行うほか、災害関連情報や緊急情報の発信にあたっては、それが緊急事態であることを一目で認識できるような表示・記載の工夫に努めます。

また、夜間等の緊急時における意思疎通の支援については、消防・警察等の関係機関と連携を図り、速やかに通訳等の必要な支援が提供される体制の構築を目指します。併せて、聴覚障害者支援のための登録制度(NET119等)の普及啓発や、関係機関との情報共有を適切に行い、命を守るための迅速な支援体制の強化に努めます。

(財政上の措置)

第12条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、必要な限度において財政上の措置を講ずることを定めています。

予算措置については、事業課への効果などを検討した上で、財政状況を踏まえて措置を講ずるよう、努めます。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条は、この条例の施行に関して必要な事項は、別に定めることを規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。